

第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会議事録

|               |   |
|---------------|---|
| 会議の名称         | 令和3年度第1回廃棄物処理業務委託事業者選定委員会   |
| 開催日時          | 令和3（2021）年4月8日（木）午後3時から4時30分まで  |
| 開催場所          | 門真市立リサイクルプラザ3階会議室（門真市深田町19番5号）<br>（CiscoWebex（Web会議システム）を活用したオンライン会議）   |
| 出席者           | <p>【委員会委員（出席人数4人/5人中）】</p> <p>委員長 水谷 聡                      副委員長 藤田 香</p> <p>委員 大矢 宏幸                      委員 宮井 勝久</p> <p>委員 安田 浩章（欠席）</p> <p>【事務局】</p> <p>出席者 環境水道部次長 廣田 真紀                      環境政策課長 森本 聡</p> <p>環境政策課長補佐 松岡 祐樹                      環境政策課副参事 上野 安宏</p> <p>環境政策課主査 樋口 翼</p> <p>【担当課】</p> <p>クリーンセンター施設課長 山下 貴志</p> <p>クリーンセンター施設課長補佐 横山 裕司</p> |
| 議題<br>（内容）    | <p>1. 委員長、副委員長の選出について</p> <p>2. 委員会の公開、非公開について</p> <p>3. 仕様書（案）について</p> <p>4. 募集要領（案）について</p> <p>5. 評価基準（案）について</p> <p>6. その他について</p>   |
| 傍聴定員          | —（非公開のため）   |
| 担当部署<br>（事務局） | （担当課名）環境水道部環境政策課<br>（電話）06-6909-4129（直通）  |

|         |  |
|---------|--|
| 松岡(事務局) | <p>定刻となりましたので、ただいまより、第1回門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の議事進行を務めさせていただきます、環境水道部環境政策課長補佐の松岡でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、ご参加いただき、誠にありがとうございます。また、本日はウェブ会議システムを活用したオンライン開催とさせていただいております。</p> <p>本委員会は、廃棄物処理業務委託事業者の選定にあたり、適正かつ公平な事業者選定を行うことを目的として開催するものであり、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事発注支援等業務委託に係る受注候補者を今回はプロポーザル方式で選定するものでございます。</p> <p>それでは、議事に先立ちまして、本日お配りさせていただいております資料の確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず1番目、議事次第でございます。</p> <p>次に2番目、本委員会委員名簿でございます。</p> <p>次に3番目、右肩に資料1と記載しております、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事発注支援等業務委託仕様書(案)でございます。</p> <p>次に4番目、同様に資料2と記載しております、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事発注支援等業務委託に係る公募型プロポーザル参加事業者募集要領(案)でございます。こちらの方は、要領本体と様式1～10が1セットとなっております。</p> <p>次に5番目、同様に資料3と記載しております、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事発注支援等業務受注候補者選定における評価基準(案)でございます。こちらの方は、資料3と別紙1、別紙2が1セットとなっております。</p> <p>次に6番目、参考資料としまして、門真市附属機関に関する条例及び施行規則と審議会等の会議の公開に関する指針でございます。</p> <p>以上の6種類ですが、お手元に資料はございますか。</p> <p>それでは、議事次第に従いまして、本日もご出席いただいております、委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> |
|---------|--|

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>ご紹介にあたりましては、委員名簿順とさせていただきますので<br/>よろしくお願ひします。</p> <p>まず、近畿大学総合社会学部 教授の藤田 香 委員でございます。</p>  |
| 藤田委員    | <p>こんにちは。近畿大学の藤田 香と申します。よろしくお願ひいたします。</p>  |
| 松岡(事務局) | <p>続きまして、大阪市立大学大学院工学研究科 准教授の水谷 聡<br/>委員でございます。</p>   |
| 水谷委員    | <p>大阪市立大学の水谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>  |
| 松岡(事務局) | <p>本日、さくら法律事務所 弁護士の安田委員におかれましては、<br/>所用により遅れて参加されるとのご連絡がございましたので、ご参<br/>加の準備が整い次第、ご紹介させていただきたいと思ひます。</p> <p>続きまして、本市職員の委員2名でございます。</p> <p>環境水道部長の大矢でございます。</p> |
| 大矢委員    | <p>環境水道部長の大矢でございます。どうぞよろしくお願ひいたし<br/>ます。</p>   |
| 松岡(事務局) | <p>環境水道部技監の宮井でございます。</p>   |
| 宮井委員    | <p>環境水道部技監の宮井でございます。お世話になります。どうぞ<br/>よろしくお願ひいたします。</p>   |
| 松岡(事務局) | <p>続きまして、事務局等の出席者を紹介いたします。</p> <p>環境水道部次長の廣田でございます。</p>  |
| 廣田(事務局) | <p>お世話になります。廣田です。よろしくお願ひいたします。</p>   |
| 松岡(事務局) | <p>環境政策課副参事の上野でございます。</p>  |
| 上野(事務局) | <p>いつもお世話になっております。上野と申します。よろしくお願<br/>ひいたします。</p>   |
| 松岡(事務局) | <p>環境政策課長の森本でございます。</p>  |
| 森本(事務局) | <p>森本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>  |
| 松岡(事務局) | <p>環境政策課の樋口でございます。</p>   |
| 樋口(事務局) | <p>実務を担当します樋口と申します。よろしくお願ひします。</p>   |

|         |  |
|---------|--|
| 松岡(事務局) | クリーンセンター施設課長の山下でございます。   |
| 山下(担当課) | 山下でございます。本日はお世話になります。よろしくお願い申し上げます。  |
| 松岡(事務局) | クリーンセンター施設課長補佐の横山でございます。   |
| 横山(担当課) | 施設課の横山です。よろしくお願い致します。  |
| 松岡(事務局) | <p>続きまして、委員会の成立についてご報告いたします。</p> <p>現時点で、委員5名中4名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、本委員会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは続いて、委員長及び副委員長の選出についてでございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第4条により、委員長及び副委員長は委員の互選により定めることとなっておりますので、ご審議の程よろしくお願い致します。</p>                    |
| 大矢委員    | <p>廃棄物管理工学がご専門の水谷委員に委員長を、また環境経済学がご専門の藤田委員に副委員長をお願いしてはどうかと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>  |
| 松岡(事務局) | <p>なお、安田委員から委員長、副委員長の選出については、他委員からのご提案に賛成するとのご意見を事前にいただいております。</p> <p>それでは、水谷委員に委員長を、藤田委員に副委員長をお願いしたいと存じます。水谷委員長お願いいたします。</p>  |
| 水谷委員長   | <p>改めまして、水谷でございます。藤田先生もおられるなかで非常に僭越なのですが、廃棄物処理施設ということで、ごみ専門ということからご推薦いただいたのかなと思いますので、謹んでお受けしたいと思っております。</p> <p>私もこの委員会は初めてでよく分かっておりませんが、担当の方から門真市の廃棄物処理業務に関する委託事業者を選定する委員会で、2年間の任期だと伺っております。</p> <p>また、門真市さんの方では大阪広域環境施設組合に新たに参加していく方向で協議が進んでおられて、令和13年度以降にごみの共同</p> |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>処理を開始する予定ということですが、本委員会はそちらの組合との共同処理が開始するまでの間における門真市のごみ処理をいかに安定的にかつ効率的に行うことができるかという、そういう事業者を選定するための非常に重要な委員会だと思っております。</p> <p>なにぶん不慣れなためにご迷惑をおかけすることもあるかと思っておりますけれども、皆様のご意見をお伺いしながら委員会をスムーズに進めていければと思っておりますので、何卒ご協力の程、よろしくお願いたします。</p>   |
| 松岡(事務局) | <p>ありがとうございました。それでは、以後の進行を水谷委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。</p>   |
| 水谷委員長   | <p>承知いたしました。それでは、円滑に進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>まず、会議の公開・非公開について、事務局からご説明いただけますか。</p>   |
| 上野(事務局) | <p>それでは、お手元の参考資料、審議会等の会議の公開に関する指針をご覧ください。指針第4条に審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行うと規定しており、会議は透明性・公平性を担保するため、原則公開するものとされておりますが、事務事業の公正かつ適正な執行を妨げられると認められる場合については、非公開とすることができます。</p> <p>なお、非公開と決定された場合におきましても、指針第8条第2項の規定により、各回の会議終了後2週間以内に議事の要旨を公表するとともに、全ての審議事項が終了後、会議録を速やかに公表しなければなりません。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いたします。</p> |
| 水谷委員長   | <p>ありがとうございました。ただいまのご説明ですけれども、本委員会におきましては、事業者選定に係る募集要領や事業者の選定基準等を審議するということですので、会議を公開することにより、率直な意見交換が損なわれ、公正かつ適切な審議に著しい支障を及</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>水谷委員長</p>   | <p>ぼす可能性がありますので、以前から非公開を原則としていただいております。</p> <p>私も同様に非公開とするべきと考えておりますが、他にご意見等いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>それでは、本委員会は、非公開ということで進めていきたいと思っております。以後の議事録の作成等の手続きにつきましては、事務局で適切にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次の議題に移りたいと思っておりますので、仕様書(案)について事務局から資料のご説明等をお願いいたします。</p>   |
| <p>上野(事務局)</p> | <p>それでは資料1仕様書(案)をご覧ください。</p> <p>1 業務名称としては、ごみ焼却施設基幹的設備改良工事発注支援等業務委託でございます。</p> <p>次に、2 摘要については記載のとおりです。</p> <p>次に、3 業務目的について読ませさせていただきます。本業務は、本市において令和5年度に計画している5号炉の基幹的設備改良工事及び令和5年度から令和12年度までの8年間のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設(建物及び建築設備を含む。)を包括的に管理運営する業務(以下、「包括管理運営業務」という。)を、安定的かつ効率的に実施することができる民間事業者へ委託するため、事業計画の検討から選定した民間事業者との契約締結までの過程等、それに関連する必要な支援業務を行うことを目的としております。</p> <p>次に、4 委託期間でございます。委託期間は、契約締結日から令和5年3月24日(金)までとしております。</p> <p>次に2ページをご覧ください。5 対象施設でございますが、こちらの表においてごみ焼却施設4号炉、5号炉及び粗大ごみ処理施設の内容がそれぞれ記載されております。</p> <p>次に、6 事業スケジュールでございます。こちらにつきましても、少しご説明させていただきます。4号炉につきましては、令和5年度までの稼働を予定し、その後につきましては施設の休止を予</p> |

定しております。5号炉につきましては、令和4年度まで稼働したあと、令和5年度に基幹的設備改良工事を実施したいと考えております。基幹的設備改良工事後は、令和12年度までの稼働を予定しております。また、粗大ごみ処理施設につきましては、令和3年度まで既契約となっておりますが、令和4年度以降については今後どのような運営の仕方が良いのか、今回の業務委託で検討することとしております。先程少し触れましたが、基幹的設備改良工事については、令和4年度の後半から発注等を行い、令和5年度にかけて工事を行いたいと考えております。最後に、発注支援等業務委託についてであります。こちらでは、後ほどご説明する業務内容の(1)から(5)までの項目について記載しており、スケジュールは予算上の年度区分が分かる程度の内容となっております。

それでは、次のページをご覧ください。7 業務内容でございます。(1) 第三者機関による精密機能検査でございますが、ここでは、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の現状を調査し、基幹的設備改良工事の工事計画策定に活用するほか、令和5年度から12年度までの包括業務の入札参加者に対して施設の現状に関する情報を提供することを目的として行いたいと考えております。次に、(2) 長寿命化総合計画等の改訂でございます。こちらにつきましては、平成31年度において既に策定済みではありますが、長寿命化総合計画につきましては、交付金申請の条件となりますことから改訂が必要であるため、見直しや追記等を行い、最新版に改訂したいと考えております。続いて、(3) 基幹的設備改良工事基本計画の作成でございます。アの計画条件の収集・整理から、イの安定稼働に向けた処理方式等の検討、ウの環境保全目標の検討を行ったうえで、エの工事計画等を取り纏めていただきたいと思いますと考えており、オの導入可能性調査において、基幹的設備改良工事及び包括管理運営業務についての整理を行い、適切な事業方式を選定するために、事業スキームの選定、リスク分担、民間事業者の参入意向及び経済性の評価を行い、総合評価を行っていただきたいと思いますと考えております。

次に、5 ページをご覧ください。下段になりますが、(4) 民間事業者選定支援業務でございます。6 ページの、ア 民間事業者選定方式の検討として、発注方式、民間事業者の参加資格条件、選定の具体的な方法及び選定スケジュール等について検討していきます。イ 事業者選定委員会等への運営に係る支援として、(7) 選定委員会の資料作成等について記載しております。(イ) 選定委員会への出席については、資格審査及び技術審査等において、選定委員会からの求めに応じ必要な助言及び提案等を行っていただきます。

次に、7 ページをご覧ください。ここでは、(ウ) 民間事業者へのヒアリング支援、(エ) 議事録の作成について記載しております。ウ 実施方針、要求水準書の作成及び公表に係る支援として実施方針（案）及び要求水準書（案）を作成していただき、公表するための支援を行っていただきます。エ 特定事業の選定及び公表の支援、オ 民間事業者の募集、選定、契約に関する業務として、(7) 募集、選定、契約に係る書類等の作成についてであります。ウ 募集にあたり入札説明書、民間事業者選定基準、契約書（案）及び審査講評等の公表するための書類を作成していただきます。(イ) 公表書類に対する質問等の整理と回答の作成、(ウ) 民間事業者からの提案書類の整理、(エ) 審査結果の取りまとめ等、(オ) 契約締結等に関する支援、(カ) モニタリングに関する業務、(キ) 法務的業務に関する支援については記載のとおりです。(5) 廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析及び資料作成につきましては、今回交付金を活用して事業を行うため、費用対効果の分析及び交付金申請等に必要な資料作成を行っていただきます。

次に、8 コンサルタントとしての中立性及び9 守秘義務については、記載のとおりです。

次に、10 協力体制として、現地調査等を行う場合は、現在、施設の管理運営業務を行っている民間事業者と協力体制をとり、業務に支障が出ないよう調整を図っていただきたいと考えております。

9 ページには、11 提出書類の内容と、12 受注者の負担の記載

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>がございしますが、ここでは、本仕様書（案）に明記されていない軽易な事項に係る費用や、業務上必要な資料の収集に要する費用等について記載しております。</p> <p>次に、13 資料等の貸与、14 協議・打合せ等、15 成果品については記載のとおりです。</p> <p>少し飛びますが12ページをご覧ください。16 成果品の納入場所、17 業務遂行上の注意事項等について記載しております。</p> <p>13ページの18 参考では、令和3年度の稼働計画を記載しております。記載の理由としましては、精密機能検査等で現場調査が必要であり、焼却炉の稼働中は調査ができないことから、稼働計画表を添付しております。</p> <p>最後に、19 その他として、本仕様書に定める事項及び業務の遂行上、疑義が生じた場合は、速やかに本市と受注者双方で協議のうえ、決定するとの文言を記載しております。</p> <p>簡単ではございますが、説明は以上でございます。</p> |
| 水谷委員長   | <p>ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして、ご意見やご質問等があればお願いいたします。いかがですか。</p>  |
| 上野(事務局) | <p>ちなみに安田委員からは何かご意見いただいていますか。</p>  |
| 水谷委員長   | <p>仕様書に関するご意見はいただいております。</p>   |
| 宮井委員    | <p>そうですか、分かりました。</p>   |
| 水谷委員長   | <p>それでは、私の方から一点よろしいでしょうか。</p>  |
| 宮井委員    | <p>お願いします。</p>   |
| 上野(事務局) | <p>3ページの上から8行目くらいになりますでしょうか。「また、施設の建物及び建築設備についても現状調査を行い、報告書を提出すること。」となっていますが、少しざっくりした言い方となっているかと思いますが、具体的にはどのような調査を考えていますでしょうか。</p> <p>ごみ焼却施設であることから、具体的な調査方法がないため、今回は建築基準法第12条に基づく特殊建築物の定期検査及び建築設備の定期検査の調査等に準じた調査を行っていただきたいと考えてお</p>  |

|         |  |
|---------|--|
|         | ります。一例ではございますが、壁や擁壁等に亀裂や膨らみ等が生じていた場合、何か異常等が発生していないか、地盤に陥没が起きていないか、排水が良好であるか等の点検を行っていただこうと考えております。  |
| 宮井委員    | 分かりました。  |
| 水谷委員長   | 今の内容については、丁寧に書かなくても大丈夫ということでしょうか。  |
| 大矢委員    | 書いた方がいいかと思うのですが。   |
| 水谷委員長   | そうですね。「現状調査を行い」だけだと、これでやりましたと言われて困ってしまうことも考えられますし、ほかのケースはあまりよく知らないのですが、かなり具体的に明示もされておられるケースもありましたので、そういう内容を書き込んでおく方が安心なような気がいたしますが、いかがでしょうか。 |
| 上野(事務局) | そうですね。それでは先程申しました「建築基準法第12条に基づく特殊建築物定期検査及び建築設備定期検査に準じた調査を行うこと。」等の内容を記載させていただきます。   |
| 水谷委員長   | お願いいたします。他にお気づきの点はございませんか。   |
| 藤田副委員長  | 内容ではないのですが、4ページ上段のエ 工事計画等の検討の一行目の一番後ろの部分ですが、脱字だと思いますので、「基」と「的」の間に「幹」を入れていただき、修正をお願いいたします。以上です。   |
| 上野(事務局) | ありがとうございます、修正させていただきます。  |
| 水谷委員長   | では、私から1つ。2ページのスケジュールにおいて、いろいろな色で矢印の種類もいろいろな形がありますが、これが何を表すのかということが範例なりでもう少し丁寧に書いてあるほうがいいのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。                              |
|         | そもそも矢印はどのように違うのでしょうか。  |
| 上野(事務局) | 大きな区別としては、令和3年度から令和4年度までと令和5年度から令和12年度までを区別しております。   |
|         | また細い部分の区別としては、4号炉、5号炉、粗大ごみ処理施  |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>設と業務委託とを区別しております。</p> <p>ご指摘のとおり、これだけでは何を意味しているのかわからないため、範例なりを追記するような形でさせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。</p>   |
| 水谷委員長   | <p>そうしていただけると有り難いです。最終的にはカラーで公表されるものということでよろしいですか。</p>  |
| 上野(事務局) | <p>はい。ホームページにはカラーで公表いたします。</p>  |
| 水谷委員長   | <p>それでは、わかりやすいように範例等の記載をお願いします。他に何かありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>   |
| 水谷委員長   | <p>それでは、仕様書(案)については、ここまでとさせていただきます。</p> <p>引き続き、資料2 募集要領(案)について事務局からご説明お願いいたします。</p>  |
| 上野(事務局) | <p>それでは、資料2 募集要領(案)をご覧ください。</p> <p>まず、1 目的でございますが、先程仕様書の方でご説明させていただきました内容の詳細が記載されております。今回は、公募型プロポーザル方式により業務を遂行する受注候補者を選定するため、必要な事項について定めております。</p> <p>次に、2 業務概要でございますが、(1)から(3)までにつきましては先程ご説明しましたので省略させていただきます。次の(4) 契約上限額でございますが、今回の契約上限額としましては、合計で44,110,000円となっております。本業務については、2か年の業務であることから、令和3年度分と令和4年度分について、それぞれ割り振りを行っており、各年度の支払い限度額について記載しております。</p> <p>次に、3 参加資格要件ですが、(1)から(12)までの全ての要件を満たすことを今回の参加条件としております。(1)から(7)までは一般的な事項や門真市における定型的な内容となっておりますことから、説明は省略させていただきます、3ページの(8)をご覧ください。(8) 令</p> |

和3年度の本市の測量・建設コンサルタント等の入札参加資格者として「廃棄物」に登録していること。(9) 地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）発注のごみ焼却施設（施設規模100 t / 24 h 以上）に係る基幹的設備改良工事又は委託期間が10年以上の包括管理運営業務（DBO事業を含む。）の発注支援業務等について、元請として実施方針の作成から民間事業者との契約までの業務を受注し、平成28年度以降に完了した業務実績（履行中のものは除く。）を有すること。としております。(10) 主任技術者は、技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環（旧廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画を含む。以下同じ。）、総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）又はRCCM（廃棄物部門）の資格取得後、地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）発注のごみ焼却施設（施設規模100 t / 24 h 以上）に係る基幹的設備改良工事又は委託期間が10年以上の包括管理運営業務の発注支援業務等を担当した業務実績（履行中のものを除く。）を有する者としております。(11)では、照査技術者は、技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環、総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）又はRCCM（廃棄物部門）の資格を有する者としております。(12)では、担当技術者を配置することとしております。

続きまして、4 ページをご覧ください。4 参加申込の手続き等でございますが、配布期間及び受付期間については、4月21日（水）から5月14日（金）までとしております。(2) 提出書類としては、アからカに示す書類について提出いただきたいと考えております。(5) 提出方法につきましては、提出書類1部を持参又は郵送により提出していただこうと考えております。なお、受付期間内に全ての提出書類が提出先に提出されなかった場合は、参加を認めないこととします。

次に、5 本公募型プロポーザルに関する質問受付及び回答につきましては、4月21日から4月28日までの1週間を予定しておりま

す。なお、回答については、5月11日にホームページに掲載を予定しております。

次に、6 現地見学及び参考資料の閲覧についてであります。今回はプレゼンテーションを二次審査で予定していることから、内容把握を目的として実施するものです。

次に、7 一次審査（参加資格要件の審査）でございます。参加資格要件を満たすと認められた者が多数となった場合は、参加資格要件を満たすと認められた者の中で、一次審査の得点上位3者を参加資格者とし、二次審査の対象といたします。また、参加資格要件の審査結果は5月24日に電子メールアドレス宛に通知いたします。

次に、8 参加資格者による提案書等の提出でございますが、こちらアからケまでの資料や見積書等を提出いただきたいと思いますと考えております。なお、受付期間は5月25日から5月31日までを予定しております。

次に、9 二次審査（プレゼンテーション）でございます。(1) プレゼンテーション（録画）につきましては、配置予定主任技術者が制限時間（20分）以内に、提案書に記載されている事項について、説明や補足等を行っていただき、各プレゼンテーションテーマに適した記述がない場合は点数評価をしないこと及び発言内容に履行義務が生じることに注意しなければならない。と記載しております。なお、日程は6月2日を予定しております。録画を行ったデータにつきましては、各委員の皆様にお送りさせていただき、事前にご確認いただけたらという風に考えております。(2) 委員による質疑としては、配置予定主任技術者を含む3名以内で出席いただき、配置予定主任技術者が各委員の皆様からの質問に対して回答を行っていただきます。質疑時間としては、20分程度を予定しております。なお、日程につきましては、また調整をさせていただきたいと思っております。

次に、11ページの(3) 評価項目及び配点割合についてであります。今回の審査としては、一次審査、二次審査及び価格審査の3つ

にわけさせていただいており、一次審査及び価格審査の採点については、事務局で行いたいと考えております。

次に、評価項目及び配点ですが、一次審査の「企業の能力及び業務実績」15点、「主任技術者の能力及び業務実績」10点、「照査技術者の能力及び業務実績」5点、「担当技術者（主たる担当技術者2名）の能力及び業務実績」10点としており、一次審査の計としては40点となっております。

なお、二次審査につきましては、委員の皆様において採点をお願いしたいと考えております。評価項目及び配点ですが、テーマ①「業務実施スケジュールと業務実施体制」10点、テーマ②「安定的かつ効率的な事業運営を担保するための課題と対応策」10点、テーマ③「基幹的設備改良工事と包括管理運営業務を一括して発注するための課題と対応策」10点、テーマ④「入札の競争性を高めるための課題と対応策」10点、「プレゼンテーション全体の評価」10点としており、二次審査の計としては50点となっております。

価格審査は10点満点としており、合計100点満点でございます。なお、こちらの詳細につきましては、評価基準（案）の部分において詳しくご説明させていただきます。

次に、12ページをご覧ください。10 受注候補者の選定につきましては、評価項目及び配点割合に基づき、合計点で最高評価点を得た参加資格者から順に受注候補者、2位の受注候補者、3位の受注候補者とし、合計点が満点の6割に満たない場合は、受注候補者として選定いたしません。また、最高評価点を得た参加資格者が複数となった場合は、選定委員会で協議のうえ、理由を付して1者に選定したいと考えております。なお、参加資格者が1者の場合においても審査を実施するものとしませんが、上記と同様に合計点数が満点の6割に満たない場合は、受注候補者として選定しないこととしております。

次に、11 選定結果の通知としては、6月中旬頃を予定しており、12 契約手続、13 留意事項については、記載のとおりです。

|                |   |
|----------------|---|
| <p>水谷委員長</p>   | <p>次に、14 スケジュール（予定）につきましては、これまで申し上げました項目を表に纏めたものとなっております。</p> <p>最後に、15 問合せ先は記載のとおりです。なお、様式1から様式10につきましては、参加申込の際に必要な提出書類等を添付しており、様式11は見積書、様式12は見積内訳書となっております。</p> <p>長くなりましたが説明は以上でございます。ご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。</p> |
| <p>大矢委員</p>    | <p>委員長、よろしいでしょうか。</p>   |
| <p>水谷委員長</p>   | <p>はい。よろしくお願いいたします。</p>   |
| <p>大矢委員</p>    | <p>2点ご質問させていただきます。</p> <p>まず1点目、11ページの(3) 評価項目及び配点割合についてであります。価格審査は事務局で行うこととなっておりますけれども、この価格審査は一次審査として実施するのか否かについてお尋ねします。</p>   |
| <p>上野(事務局)</p> | <p>お答えします。今回の価格審査は、価格審査の評価点10点に対して最低見積価格を分子に持ってきております。また、当該参加者の見積価格を分母として計算することになっているため、もし一次審査で行った場合、二次審査に参加しない見積価格についても考慮することになることから、二次審査とあわせて実施させていただけたらという風に考えております。</p>   |
| <p>大矢委員</p>    | <p>ありがとうございます。あともう一点よろしいでしょうか。</p> <p>参加資格要件を示されておりますけれども、門真市でこの参加資格要件を満たすというか、資格を有する企業というのはどの程度あるのかお尋ねします。</p>   |
| <p>上野(事務局)</p> | <p>お答えします。参加資格要件の1つであります、令和3年度の本市の測量・建設コンサルタント等の入札参加資格者として「廃棄物」に登録している事業者数としては、現在36者ございます。この</p>  |

|         |  |
|---------|--|
|         | 36者のうち、企業としての業務実績や主任技術者、照査技術者等の有資格者を有している企業についてインターネット検索ではございますが、調査したところ、10者程度あることを確認しています。  |
| 大矢委員    | ありがとうございました。   |
| 水谷委員長   | すいません、価格審査は二次審査とは別ですか。そこも含めて二次審査なのでしょうか。評価項目及び配点割合の表を見ると、二次審査とは別に価格審査が10点分あるという理解でよろしいですか。   |
| 上野(事務局) | はい。そのように考えています。  |
| 水谷委員長   | わかりました。他に何かありますか。  |
| 上野(事務局) | すいません、安田委員からご意見いただいておりますので、ご紹介させていただいてもよろしいでしょうか。  |
| 水谷委員長   | お願いします。  |
| 上野(事務局) | 募集要領11ページ(3) 評価項目及び配点割合の二次審査におけるテーマの部分ですが、テーマに主語が記載されていないので、応募者の方に少しわかりにくいのではないかとのご意見をいただいております。具体的に申しますと、テーマ①の主語としては「本事業の受注者」、テーマ②から④については「門真市」になると思うのですが、この点を募集要領に記載した方が良いのではないかとのことです。ご意見を事前に伺っておりましたので、反映させた形で記載させていただくのであれば、テーマ①「業務実施スケジュールと業務実施体制」の部分「本業務の実施スケジュールと業務実施体制」へ変更させていただけたらというご提案です。テーマ②からテーマ④につきましては、「本市が」という文言を追記させていただき、テーマ②を「本市が安定的かつ効率的な事業運営を担保するための課題と対応策」、テーマ③を「本市が基幹的設備改良工事と包括管理運営業務を一括して発注するための課題と対応策」、テーマ④を「本市が入札の競争性を高めるための課題と対応策」にそれぞれ変更させていただけたらと思っておりますがいかがでしょうか。 |
| 水谷委員長   | ありがとうございます。藤田副委員長、ご意見はございますか。  |
| 藤田副委員長  | 委員のご提案のとおりで、より明確に表現できるということですが   |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>ので、異議等はございません。</p>   |
| 水谷委員長   | <p>ありがとうございます。それでは、修正をお願いします。</p>   |
| 上野(事務局) | <p>はい。わかりました。</p>   |
| 水谷委員長   | <p>私も誤字が1つ、脱字ですかね。5ページの、5本公募型プロポーザルのすぐ上のところですね。「提出さなかった場合」の「れ」が抜けておりますので修正お願いいたします。</p>   |
| 上野(事務局) | <p>申し訳ございません、修正させていただきます。</p>   |
| 水谷委員長   | <p>他にお気付きの点はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>  |
| 水谷委員長   | <p>それでは、募集要領(案)についてはここまでとさせていただきます。</p> <p>次に、資料3 評価基準(案)について、事務局から資料のご説明をお願いいたします。</p>   |
| 上野(事務局) | <p>それでは、資料3 受注候補者選定における評価基準(案)をご覧ください。こちらの表を用いて、ご採点いただきたいと思いますと考えております。なお、表のデータにつきましては、二次審査前に委員の皆様へ送付させていただきたいと思っております。また、こちらはエクセル様式となっているため、採点が終わりましたら、事務局までご返信いただきたいと思います。内容につきましては、別紙1、別紙2でご説明させていただきます。</p> <p>それでは別紙1をご覧ください。評価基準(案)の別紙1は、一次審査の審査内容を記載しております。左から、評価項目、評価の着眼点、判断基準、配点の順となっており、まず評価項目である企業の能力及び業務実績でございますが、評価の着眼点としては、能力及び業務実績としており、能力としては、建設コンサルタント登録規程に基づく廃棄物部門の登録を受けていること。業務実績としては、同種業務を地方公共団体(地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。)発注のごみ焼却施設(施設規模100 t/24 h以上)に係る①基幹的設備改良工事又は②委託期間が10年以上の包括管理運営業務(DBO事業を含む。)の発注支援業務等につ</p> |

いて元請による業務履行実績としており、その同種業務の実績は、平成28年度以降に完了した業務実績（履行中のものを除く。）としております。それをを用いた判断基準として、「下記の能力を有し、平成28年度以降に同種業務の実績が3件以上、かつ①及び②の業務を一括して実施した実績がある」ことを15点の配点とさせていただきます。

次に、「下記の能力を有し、平成28年度以降に同種業務の実績が3件以上、かつ①及び②の実績」があれば12点、「下記の能力を有し、平成28年度以降に同種業務の実績が3件以上ある」場合は9点、「下記の能力を有し、平成28年度以降に同種業務の実績が2件ある」場合は6点、「下記の能力を有し、平成28年度以降に同種業務の実績が1件ある」場合は3点とそれぞれ配点しております。

次に、評価項目の主任技術者の能力及び業務実績でございますが、評価の着眼点としては、技術者の能力及び業務実績としており、主任技術者の能力としては、1の直接雇用関係を有していること。及び2の資格として、次のア～ウのいずれかを有することとしております。まず、ア 技術士法による第2次試験のうち技術部門を、衛生工学部門（選択科目「廃棄物・資源循環（旧廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画を含む。以下同じ。））」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。イ 技術士法による第2次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目「衛生工学-廃棄物・資源循環」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。ウ RCCM（廃棄物部門）の資格を有する者。を資格として設定いたしました。

次に、業務実績ですが、こちらは同種業務として、地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）発注のごみ焼却施設（施設規模100 t / 24 h 以上）に係る①基幹的設備改良工事又は②委託期間が10年以上の包括管理運営業務（DBO事業を含む。）の発注支援業務等について元請による業務履行実績。（履行中のものを除く。）としております。それをを用いた判断基準

として、「下記の能力を有し、同種業務の実績が3件以上、かつ①及び②の業務を一括で実施した実績がある」場合は10点、「下記の能力を有し、同種業務の実績が3件以上、かつ①及び②の実績がある」場合は8点、「下記の能力を有し、同種業務の実績が3件以上ある」場合は6点、「下記の能力を有し、同種業務の実績が2件」であれば4点、「下記の能力を有し、同種業務の実績が1件」であれば2点という風に配点をさせていただいております。

次に、裏面の照査技術者の能力及び業務実績です。評価の着眼点である技術者の能力及び実績につきましては、先程申しました主任技術者の能力及び業務実績と同じ内容であるため、説明は省略させていただきます。それをういた判断基準として、「下記の能力を有し、同種業務の実績が3件以上、かつ①及び②の実績がある」場合は5点、「下記の能力を有し、同種業務の実績が3件以上ある」場合は4点、「下記の能力を有し、同種業務の実績が2件」であれば3点、「下記の能力を有し、同種業務の実績が1件」であれば2点、「下記の能力を有し、同種業務の実績がなし」の場合は1点とそれぞれ配点しております。

最後に、担当技術者の能力及び業務実績でございますが、評価の着眼点である技術者の能力及び業務実績につきましては、先程の照査技術者の能力及び業務実績と同じ内容であるため、説明は省略させていただきます。それをういた判断基準として、「下記の能力を有し、同種業務の実績が3件以上ある」場合は5点、「下記の能力を有し、同種業務の実績が2件以上ある」場合は4点、「下記の能力を有し、同種業務の実績がある」場合は3点、「同種業務の実績が1件ある」場合は2点、「同種業務の実績がなし」の場合は1点とそれぞれ配点させていただきます。

それでは、次に別紙2をご覧ください。こちらが「二次審査及び価格審査」の表となっております。上段の左から順に、評価項目、評価の着眼点、配点、判断基準となっております。二次審査の配点としては、全て5点満点としており、判断基準として、高い、やや

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>高い、普通、やや低い、低い、の5段階で設定しております。このことから、5～1点の間で採点いただけたらと考えております。</p> <p>次に、評価項目についてご説明いたします。先程、実施要領(案)11ページにおいてご説明させていただきましたとおり、テーマ①としては、本業務の実施スケジュール及び業務実施体制とし、評価の着眼点は、業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールであるか、提案された内容に対し、必要かつ十分な実施体制であるかの2項目について、それぞれ5点満点で採点いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>次に、テーマ②としては、本市が安定的かつ効率的な事業運営を担保するための課題と対応策とし、評価の着眼点は、課題の抽出は適切か、課題解決のための対応策は有効な内容かの2項目について、それぞれ5点満点で採点いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>次に、テーマ③としては、本市が基幹的設備改良工事と包括管理運営業務を一括して発注するための課題と対応策とし、評価の着眼点は、テーマ②と同じ内容になっております。</p> <p>次に、テーマ④としては、本市が入札の競争性を高めるための課題と対応策とし、評価の着眼点としては、こちらもテーマ②と同じ内容になっております。</p> <p>最後の評価項目としては、プレゼンテーション全体の評価です。評価の着眼点としては、業務内容や課題を適切に理解しているか、適切な説明を行うことのできるコミュニケーション能力を有しているかについて設定しております。</p> <p>次に、価格審査についてであります。価格審査につきましては、こちらの表を用いて実施できればと考えております。</p> <p>簡単ではございますが、説明は以上です。ご審議の程、どうぞよろしく申し上げます。</p> |
| 水谷委員長  | <p>ありがとうございました。事務局からのご説明について、ご質問、コメント等はいかがでしょうか。</p>  |
| 藤田副委員長 | <p>委員長、1点よろしいでしょうか。</p>   |

|         |  |
|---------|--|
| 水谷委員長   | はい。お願いいたします。   |
| 藤田副委員長  | ご提示いただきました、価格審査についてであります。この点数について小数点第一位とか、あるいは小数点第一位を四捨五入とか、点数を算出するにあたっての何か考えはお持ちでしょうか。                            |
| 上野(事務局) | 今の考えとしては、小数点第一位までを点数とする形でさせていただけたらと考えておりますが、いかがでしょうか。  |
| 水谷委員長   | 小数点第二位を四捨五入されるということですか。  |
| 上野(事務局) | はい。  |
| 水谷委員長   | 総合得点についても、小数点第一位まで算出し、比較するということですか。  |
| 上野(事務局) | はい。そうです。   |
| 水谷委員長   | わかりました。  |
| 大矢委員    | 委員長、1点よろしいでしょうか。   |
| 水谷委員長   | はい。お願いします。   |
| 大矢委員    | 二次審査のプレゼンテーションの部分ですが、5人の委員が採点を行い、それをどのように集計するのか。先程の点数の付け方と似通った部分がございますが、その辺についてどのように考えているのかを明らかにしておいた方がいいかと思うのですが。 |
| 上野(事務局) | お答えします。二次審査につきましては、審査いただいた委員の皆様の評価点をテーマ毎に平均し、その平均点を小数点第一位まで算出して、各テーマの点数とさせていただけたらと思います。                            |
| 大矢委員    | わかりました。  |
| 上野(事務局) | なお、今回ご意見いただきました内容につきましては、評価基準(案)の備考欄へ記載させていただきます。  |
| 水谷委員長   | そうですね。事前に明確となっていることは大切だと思いますので宜しくお願いします。他にいかがでしょうか。  |
| 宮井委員    | すいません、私からも。  |
| 水谷委員長   | はい。お願いします。   |
| 宮井委員    | 最終的には、議事録を公開する形になると思うのですが、委員ごとの採点は公開するのでしょうか。  |

|         |   |
|---------|---|
| 上野(事務局) | お答えします。審査結果につきましては、合計得点のみを公表したいという風に考えております。従いまして、委員ごとの点数は公表いたしません。   |
| 宮井委員    | わかりました。   |
| 水谷委員長   | すいません、私からも1つ。二次審査を行うにあたり、この表のデータが送られてくるということですが、その段階で一次審査の点数は入ったものが届くのでしょうか。それとも、一次審査の点数は入っておらず、様式だけデータが届くのでしょうか。               |
| 上野(事務局) | 想定としては、一次審査の点数を入れた形で送らせていただけたらという風に考えていますがいかがでしょうか。   |
| 水谷委員長   | 一次審査の点数にかなり差があったりすると、それに引っ張られてしまう可能性が少し気になるのですが、その辺りについて委員の皆様のご意見、あるいは他市の運用状況等について、もし事務局で情報をお持ちでしたらそのあたり教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。 |
| 上野(事務局) | 事務局で他市の運用状況等は把握しておりません。委員の皆様のご意見等も伺ったうえで、記載しておくべきか検討してまいりたいと考えておりますが、いかがでしょうか。  |
| 水谷委員長   | それでは委員の皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思えます。いかがでしょうか。   |
| 宮井委員    | 委員長がおっしゃられたように一次審査の結果が書いてあると引っ張られるというか気になるというところもあるかもしれませんが、個人的には、純粹に二次審査だけでもいいかと思えます。  |
| 水谷委員長   | もちろん自分の結果だけで最終結果になるわけではないので、そんなに気にしなくてもいいのかと思う反面、少し気になります。藤田副委員長はいかがでしょうか。  |
| 藤田副委員長  | 私は、一次審査でそんなに大きな差が出るのかなという思いもあつたりしますので、委員長のご判断で、二次審査だけでいくということでも結構ですし、一次審査の結果を参考に見させていただくということでもどちらでも結構です。絶対こちらが良いというような         |

|         |   |
|---------|---|
|         | 意見は持っておりませんので、他の委員の皆様のご意見を総合して委員長判断でよろしいのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。  |
| 水谷委員長   | ありがとうございます。大矢委員はいかがですか。   |
| 大矢委員    | 私もすぐに答えが見つからないのですが、まずは、一次審査で6割を超えていて、しかも上位3者ということであれば、社会的には十分業務ができるだけの事業者と一定判断できますので、冒頭で水谷委員長がおっしゃられた、引っ張られるとか、その辺を含めなくても審査としては十分判断できるのではないかと考えております。 |
| 水谷委員長   | ありがとうございます。安田委員はこの点に関し何か言っておられましたか。   |
| 上野(事務局) | この点について、特にご意見は何っておりません。   |
| 水谷委員長   | わかりました。例えば極端な話ですけど、一次審査の点数はかなり低かったものの、非常にプレゼンテーションは上手かったため、プレゼンテーションの審査結果で仮に逆転したとしても、事務局として問題がなければ、二次審査だけで評価したいと思いますがいかがですか。                          |
| 上野(事務局) | 特に問題はありません。   |
| 水谷委員長   | わかりました。それでは一次審査の点数は記載しない形でお願いします。それと少し気になったのですが、プレゼンテーションの全体評価として、評価の着眼点が、業務内容や課題を適切に理解しているかとなっておりますが、一般的な評価であっても事務局として問題ないですか。                       |
| 上野(事務局) | はい。問題ありません。   |
| 水谷委員長   | わかりました。他の委員の皆様、それ以外はよろしいですか。  |
| 藤田副委員長  | すいません。価格審査の算定式については、現在、分子が最低見積価格、分母が参加者見積価格となっております。こちらの表現が少し誤解を招きそうな書きぶりであるため、より誤解が少ないような表現あるいは補足等のご検討をいただければと思います。                                  |
| 上野(事務局) | ありがとうございます。誤解を招くことがない表現に少し変更さ   |

|         |   |
|---------|---|
|         | せていただきます。   |
| 水谷委員長   | 他にいかがでしょうか。ご質問等が無いようでしたら、この議題に関するても終了とさせていただきます。<br>(なしの声あり)  |
| 水谷委員長   | そうしましたら、一応いただいた議題については、全て議論できたかと思いますが、改めて言い忘れていたとか、今、気が付いたとか何かございましたらお受けいたします。いかがですか。<br>(なしの声あり)   |
| 水谷委員長   | ありがとうございます。そうしましたら、文言の誤りについては修正していただくということ。それから、価格審査については、小数点第二位まで求めて四捨五入し、小数点第一位を点数とすること。それと、評価基準のデータを送っていただくにあたっては、一次審査の結果は示さない等がポイントだったと思いますので、その辺りをふまえて、事務局の方で資料の準備をお願いします。 |
| 上野(事務局) | はい、承知しました。  |
| 水谷委員長   | そうしましたら、委員の皆様には、会議の円滑な進行にご協力をいただきまして、ありがとうございます。ここで、事務局に司会をお返ししたいと思います。ありがとうございます。  |
| 松岡(事務局) | 本日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。いただきましたご意見等をふまえて、資料の修正等を行ってまいります。日程的な制約もございますので、修正後の資料と議事録の確認につきましては、委員長にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。<br>(異議なしの声あり)                                   |
| 水谷委員長   | 承知いたしました。   |
| 松岡(事務局) | 委員長よろしくお願いたします。最後にその他についてですが、次回の選定委員会の開催日程についてお尋ねしたいと思います。次の委員会の日程としては、6月7日頃を想定しておりますが、すでにご都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。  |
| 藤田副委員長  | 6月7日ですが、時間帯まで具体的にご予定されているのでしよ   |

|         |  |
|---------|--|
|         | うか。現段階であれば、早い時間かかなり遅い時間でのみ参加することができる状況だということだけご報告しておきます。宜しくお願いします。   |
| 宮井委員    | 具体的にはどれくらいの時間帯でしょうか。   |
| 藤田副委員長  | 申し訳ございませんが、月曜日でしたら10時半までに終わる、あるいは6時半以降に開始というところでしか時間がとれない状況になってございますので、宜しくお願いいたします。  |
| 宮井委員    | 何曜日とか、ご都合の良い日とかございますか。   |
| 藤田副委員長  | 私の都合だけお伝えするのも恐縮でございますが、6月7日から11日までの週ということでしたら、6月8日でしたら、ウェブ開催という前提で15時以降でしたら対応可能でございます。あと6月10日につきましては、午前中から15時半までの間でしたら対応することが可能でございます。最後に6月11日でしたら、終日参加可能となっております。お手数ですがどうぞよろしくお願ひいたします。 |
| 宮井委員    | 水谷委員長のご予定はどうでしょうか。   |
| 水谷委員長   | 藤田副委員長に合わせる形ですと、まず6月8日の15時以降というのは大丈夫です。それから、10日は13時から15時半までなら大丈夫です。11日は午前中でしたら大丈夫です。   |
| 松岡(事務局) | 皆様ありがとうございます。安田委員のご都合などもお聞きして、また改めてご連絡させていただきたいと思ひます。<br><br>それでは、本日の議事は以上でございます。これもちまして、第1回事業者選定委員会を閉会させていただきたいと思ひます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。   |